11/26 朝日

首相、領収書不備 新たに50枚

領収証
¥5,000,000※
広島市南区比治山町6-29
岸田文雄

岸田首相が関係する政治団体の報告書に添付された領収書の写し

広島県選挙管理委員会は二十五日、県内の政治団体が提出した二〇二一年分の政治資金収支報告書を公表した。岸田文雄首相が関係する政治団体の報告書に添付された領収書二百五十枚のうち、ただし書きや宛名が記載されていないものが計五十枚あった。県選管は「ただし書きがないものは政治資金規正法違反の可能性がある」との見解を示した。首相を巡っては、昨年十月の衆院選に伴う選挙運動費用収支報告書に添付した領収書九十八枚にもただし書きがなかったことが判明している。

二十五日公表分の報告書のうち、首相が代表を務める「自由民主党広島県第一選挙区支部」の報告書には、二一年十月十二日、首相が五百万円を受け取った領収書が添付されていたが、ただし書きが空欄だった。ただし書きのない領収書は計三十六枚あった。「岸田文雄後援会」の報告書では、一万八千九百円分の切手を購入した宛名のない郵便局の領収書があった。

政治資金規正法には、領収書に「支出の目的、金額および年月日」を記載すると規定されている。県選管の担当者は、ただし書き（支出の目的）がない領収書は違法の可能性があると指摘。宛名の不記載は法律上の規定がなく「違法かどうかは司法の判断になる」と述べた。